



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税制度

結婚や子育て資金の贈与について非課税になる制度があることをご存じでしょうか。平成 27 年度税制改正で創設された新制度です。この制度の内容は、受贈者（20 歳以上 50 歳未満の子や孫）が結婚・子育て資金の支払に充てるために、贈与者（親や祖父母）が金銭等を拠出し、金融機関や銀行に信託等をした場合に、受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚に際して支出する費用については 300 万円が限度となります）までの金額については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限り贈与税が非課税になるというものです。これは高齢者層から若年者層へ資金移転させることで経済の活性化を促すことを目的に創設されました。今までもその都度払いであれば贈与税は非課税だったのですが、今回は一括で支払った場合でも非課税になるというものです。この制度を受けるためには、贈与者が、結婚・子育て資金口座の開設等を行った上で「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関等を経由して税務署へ提出します。結婚・子育て資金の具体例としては、挙式費用、新居の住居費、引越費用、出産費用、産後ケア費用、子の医療費、子の育児費などです。（詳細は内閣府の HP で確認できます）金融機関は受贈者から提出された領収書等をチェックし目的通りに支出しているかを確認します。受贈者が 50 歳に達する日などに契約が終了するため、もし終了時に使い残しがあれば、贈与税が課税されることとなりますのでご注意ください。また、受贈者が 50 歳になるまで適用ができるため、その間に贈与者が死亡するケースも考えられます。その場合、使い残した残高について相続税が課せられてしまいます。（孫などに贈与していた分についての 2 割加算の対象はありません）一方で、似たような制度に教育資金の一括贈与の非課税制度がありますが、こちらは一括贈与した資金のうち贈与者死亡時にまだ使用していない残額があったとしても相続税の課税はありません。相続対策で使用する際にはこの違いを忘れないよう注意が必要です。

2016年1月から公社債等の税制が改正されます！

2016年1月から、公社債等の税制が改正されます。改正の内容の前に、現状の税制を説明します。現状、2015年12月までは、公社債等は、利子は 20.315%の源泉分離課税、譲渡損益は非課税、償還差益は累進税率で総合課税されていました。そのため、利子や譲渡損益については、所有者は特段の申告をせずに課税関係が終了していました。

改正後は、まず公社債等を特定公社債等と一般公社債等の 2 つに区分します。特定公社債とは、国債・地方債・外国国債・外国地方債・上場公社債等が該当します。皆様が、証券会社経由で購入する公社債はほぼ特定公社債等に該当するといってもいいでしょう。一方、一般公社債は、特定公社債以外の公社債で、同族会社が発行する私募債などが該当します。

今回は、紙面の都合上、一般公社債等の税制は割愛して、通常、皆様が所有する特定公社債についての税制を説明します。特定公社債等は、利子・譲渡損益・償還損益について、区分することなく、全て 20.315%の申告分離課税となります。また、上場株式等との通算が可能となり、譲渡損失が発生した場合は、3 年間の繰越控除が可能となります。つまり、現在の上場株式等の税制と同様になります。そのため、現状、上場株式等に認められている特定口座に入れることも可能となります。

なお、公社債の譲渡については特に注意が必要になります。譲渡損が見込まれる場合は、2016年以降に譲渡すれば、他の上場株式等と通算できますので、今年の譲渡は待った方がいいでしょう。

その一方、譲渡益は、今年譲渡した場合は、非課税になるのに対し、2016年以降に譲渡した場合は、譲渡益は 20.315%課税されます。特に、リーマンショック後に資源国の債券を購入した方は、為替の影響もあって、時価が取得価額の 2 倍に達していることもあるようですので、譲渡時期の検討が必要かもしれませんね。